

電子入札制度 F A Q

Ver. 1.0

Q 1 電子入札とは何ですか？

A 電子入札とは、入札公告や指名通知をはじめ開札までの入札手続きを、これまでの紙ではなくインターネットを利用して電子的に行う入札方法で、談合等の不正行為の防止、入札事務の効率化、入札参加者の利便性向上等の観点から、全国の自治体で導入が進んでいる制度です。

Q 2 電子入札の導入の目的は何ですか？

A 新型コロナウイルス感染症等の全国的な感染拡大時や台風等の災害などの非常時であっても建設工事等の入札の継続を図るとともに、入札に参加する事業者の方の時間的・経済的なコスト軽減等のために導入するものです。
これにより、非常時における入札の継続、入札コストの軽減、入札参加機会の拡大等のメリットがあります。

Q 3 電子入札でできることは何ですか？

A 電子入札を行うときは、次の2つのシステムを利用します。
それぞれのシステムでは、次のことができます。

- ① 入札情報サービス（ICカード不要。誰でも利用できます。）
入札公告の閲覧、設計図書等のダウンロード、入札結果の閲覧
- ② 電子入札システム（利用するためには、ICカードによる利用者登録が必要です。）
指名通知書の確認、参加申請書の提出、入札書の提出、開札通知結果の確認

Q 4 電子入札システムはいつでも利用できますか？

A 電子入札システムの利用は、原則として次の①～③を除く平日の午前9時から午後8時までとなります。

- ① 土曜日、日曜日
- ② 祝日（「国民の祝日に関する法律」で規定される祝日）
- ③ 12月29日から1月3日まで

なお、入札情報サービスの利用には、特に制限はありません。

Q 5 電子入札の対象となる案件等は何ですか？

A 建設工事及び測量・設計等工事関係業務委託が対象となります。
令和4年度は、一般競争入札の一部が対象となりますが、令和5年度から段階的に拡大していく予定です。
なお、物品購入については令和6年度以降に導入を検討する予定です。

Q 6 電子入札の導入によって、これまでの書面による入札はどうなりますか？

A 電子入札の対象とならない案件については、これまで同様に郵便等による入札を実施します。

Q 7 電子入札対象案件であっても書面による入札はできますか？

A 電子入札対象案件は、原則として電子入札のみで行います。
ただし、自然災害、停電、プロバイダまたは通信事業者に起因する通信障害等、入札参加者が原因でない理由により電子入札システムを利用することができない場合など、書面による入札が可能となる場合もあります。

Q 8 電子入札システムの障害等による事故の発生や不正が行われた場合はどうなりますか？

A 入札の延期、中止または取り消しとなります。

Q 9 契約書類の提出も電子入札システムで行うのですか？

A 契約書類については、これまでと同様に窓口へ提出していただきます。
電子入札システムで行うのは入札事務までとなります。